

議 案 目 録

令和6年(2024年)2月26日

番 号	件 名
議案第 1 号	専決処分につき承認を求めることについて (令和5年度(2023年度)彦根市一般会計補正予算(第8号))
議案第 2 号	専決処分につき承認を求めることについて (令和5年度(2023年度)彦根市一般会計補正予算(第9号))
議案第 3 号	令和6年度(2024年度)彦根市一般会計予算
議案第 4 号	令和6年度(2024年度)彦根市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 5 号	令和6年度(2024年度)彦根市休日急病診療所事業特別会計予算
議案第 6 号	令和6年度(2024年度)彦根市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 7 号	令和6年度(2024年度)彦根市介護保険事業特別会計予算
議案第 8 号	令和6年度(2024年度)彦根市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 9 号	令和6年度(2024年度)彦根市病院事業会計予算
議案第 10 号	令和6年度(2024年度)彦根市水道事業会計予算
議案第 11 号	令和6年度(2024年度)彦根市下水道事業会計予算
議案第 12 号	彦根市上下水道事業審議会条例案
議案第 13 号	彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 14 号	彦根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 15 号	彦根市職員の給与に関する条例および彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 16 号	彦根市戸籍等に関する手数料条例の一部を改正する条例案
議案第 17 号	彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例案
議案第 18 号	彦根市消防に関する手数料条例の一部を改正する条例案
議案第 19 号	彦根市立学校の設置に関する条例および彦根市職員定数条例の一部を改正する条例案
議案第 20 号	彦根城博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 21 号	彦根市城山観覧料徴収条例の一部を改正する条例案

議案第 22 号	彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 23 号	彦根市営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 24 号	彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案第 25 号	彦根市介護保険条例の一部を改正する条例案
議案第 26 号	彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案
議案第 27 号	彦根市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第 28 号	彦根市漁港等管理条例および彦根市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 29 号	彦根市水道事業給水条例の一部を改正する条例案
議案第 30 号	彦根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
議案第 31 号	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例案
議案第 32 号	彦根市水泳場の設置および管理に関する条例を廃止する条例案
議案第 33 号	彦根市立児童遊園設置条例を廃止する条例案
議案第 34 号	市道路線の廃止および認定につき議決を求めることについて
報告第 1 号	訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて
報告第 2 号	訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて
報告第 3 号	訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて

議案第 12 号

彦根市上下水道事業審議会条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)2 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市上下水道事業審議会条例

(設置)

第 1 条 本市の水道事業および下水道事業の適正かつ安定的な運営を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項および地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 14 条の規定に基づき、彦根市上下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長(水道事業にあつては、管理者の権限を行う市長。以下同じ。)の諮問に応じ、水道事業および下水道事業の経営に関する重要な方針の決定、経営計画の策定その他の重要な事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 受益者を代表する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長(会長が定められていないときは、市長。次項、第 3 項および次条第 1 項において同じ。)が招集する。

- 2 委員は、やむを得ない理由により会議の開催場所に参集することが困難であると会長が認めるときは、映像および音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により会議に出席することができる。この場合において、委員は、あらかじめ会長にその旨を申し出なければならない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 審議会は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見または説明を聴くことができる。この場合において、第 2 項の規定は、関係者の出席について準用する。

(会議の特例)

第 7 条 会長は、災害その他会議を招集することができない特別の理由があると認めるときは、前条第 1 項の規定にかかわらず、議事に係る書面を委員に送付し、委員が意見または賛否を書面に記載して議長に提出する方法により会議を開くことができる。

- 2 前項の場合における前条第 2 項から第 6 項までの規定の適用については、同条第 4 項中「委員の過半数が出席しなければ開くことができない」とあるのは「委員の過半数から書面の提出がなければ成立しない」と、同条 5 項中「出席委員」とあるのは「書面の提出があった委員」とし、同条第 2 項および第 6 項は適用しない。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(彦根市公共下水道事業審議会条例および彦根市水道料金審議会条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 彦根市公共下水道事業審議会条例(平成元年彦根市条例第 26 号)
 - (2) 彦根市水道料金審議会条例(平成 3 年彦根市条例第 1 号)

議案第 13 号

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)2 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年彦根市条例第 60 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「別表第 1」を「別表」に、「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)」を「住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 7 条第 4 号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)、地方税法(昭和 25 年法律第 26 号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)もしくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による医療に関する給付の支給もしくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護の実施もしくは就労自立給付金もしくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、生活保護法」に、「児童扶養手当関係情報」を「児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)」に改め、同表 5 の項中「児童手

当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報または中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当もしくは特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する情報、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施もしくは保険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報または中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報」に改め、同表11の項中「(昭和25年法律第226号)」を削り、同表13の項中「(昭和33年法律第192号)」を削り、同表21の項中「(平成9年法律第123号)」を削る。

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 14 号

彦根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)2 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

彦根市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「(地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第 17 条の表第 18 条第 4 項の項を削り、同表第 18 条第 5 項第 1 号の項中「育児休業条例」を「彦根市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年彦根市条例第 2 号)」に改める。

第 20 条の表第 18 条第 4 項の項を削り、同表第 18 条第 5 項第 1 号の項中「育児休業条例」を「彦根市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年彦根市条例第 2 号)」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条の表および第 20 条の表の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)2 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市職員の給与に関する条例(昭和 40 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第 10 条第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(7)の 2 在宅勤務等手当

第 14 条の 2 に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、規則で定める地域に在勤する職員に係る地域手当の月額、給料および扶養手当の月額の合計額に 100 分の 20 を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

第 15 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(在宅勤務等手当)

第 15 条の 3 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について 1 箇月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000 円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第5の4の表4級の項を次のように改める。

4 級	(1) 相当高度の知識または経験を必要とする副主査の職務 (2) 主査の職務 (3) 係長の職務 (4) 主任保育士の職務 (5) 主任教諭の職務 (6) 副主任保育士の職務 (7) 副主任教諭の職務 (8) 主務の職務
-----	---

(彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第2条 彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成28年彦根市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第10条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第10条の2 住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。)の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 16 号

彦根市戸籍等に関する手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)2 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市戸籍等に関する手数料条例の一部を改正する条例

彦根市戸籍等に関する手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 の項中「第 120 条第 1 項」の次に「、第 120 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表 6 の項中「事務」の次に「または同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類 1 件」を「書類または届書等情報の内容を表示したもの 1 件」に改め、同項を同表 8 の項とし、同表 5 の項中「または同法」を「、同法」に改め、「記載した事項の証明書の交付」の次に「または同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同表 7 の項とし、同表 4 の項を同表 5 の項とし、同項の次に次のように加える。

6 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(情報提供等記録開示システムを使用する方法(電子情報処理組織により自動的に特定した当該除籍電子証明書提供用識別符号を情報提供等記録開示システムを通じて発行する方法をいう。))により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が情報通信技術を活用した行政の推進	除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 700 円
--	-----------------------------

<p>等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行および除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本もしくは抄本または除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
--	--

別表3の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表4の項とし、同表2の項の次に次のように加える。

<p>3 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(情報提供等記録開示システム(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。以下同じ。))を使用する方法(電子情報処理組織により自動的に特定した当該戸籍電子証明書提供用識別符号を情報提供等記録開示システムを通じて発行する方法をいう。)に限る。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行および戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本もしくは抄本または戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円</p>
--	--------------------------------

付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第 17 号

彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)2 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例

彦根市建築確認等に関する手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第 3 条の表(50)の項中「建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)」を「政令」に改め、同項を同表(52)の項とし、同表(49)の項の次に次のように加える。

(50) 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下この表において「政令」という。)第 137 条の 12 第 6 項の規定に基づく大規模の修繕または大規模の模様替えに係る認定の申請に対する審査の手数料	27,000 円
(51) 政令第 137 条の 12 第 7 項の規定に基づく大規模の修繕または大規模の模様替えに係る認定の申請に対する審査の手数料	27,000 円

第 3 条の 7 の表(7)の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

彦根市消防に関する手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)2 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市消防に関する手数料条例の一部を改正する条例

彦根市消防に関する手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項の 2 のオの(1)中「1,180,000 円」を「1,450,000 円」に改め、同項の 2 のオの(2)中「1,410,000 円」を「1,720,000 円」に改め、同項の 2 のオの(3)中「1,590,000 円」を「1,920,000 円」に改め、同項の 2 のオの(4)中「1,950,000 円」を「2,360,000 円」に改め、同項の 2 のオの(5)中「2,270,000 円」を「2,740,000 円」に改め、同項の 2 のオの(6)中「4,550,000 円」を「5,640,000 円」に改め、同項の 2 のオの(7)中「5,820,000 円」を「7,240,000 円」に改め、同項の 2 のオの(8)中「7,070,000 円」を「8,790,000 円」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 19 号

彦根市立学校の設置に関する条例および彦根市職員定数条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)2 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市立学校の設置に関する条例および彦根市職員定数条例の一部を改正する条例

(彦根市立学校の設置に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市立学校の設置に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 41 号)の一部を次のように
改正する。

別表幼稚園の部金城幼稚園の項を削る。

(彦根市職員定数条例の一部改正)

第 2 条 彦根市職員定数条例(昭和 32 年彦根市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「620 人」を「625 人」に改め、同項第 9 号中「174 人」を「169
人」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 20 号

彦根城博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)2 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根城博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根城博物館の設置および管理に関する条例(昭和 61 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1(第 5 条関係)

区分		個人	団体
観覧料	一般	700 円	560 円
	小中学生	350 円	280 円
セット券を利用した場合の観覧料	一般	600 円	480 円
	小中学生	300 円	240 円

備考

- 1 「団体」とは、30 人以上の団体をいう。
- 2 「セット券」とは、博物館と彦根城内(馬屋、^{きわぐちたもんやぐら}佐和口多聞櫓および玄宮園を含む。)とを併せて観覧する場合の観覧券をいう。
- 3 観覧料は、1 人 1 回当たりの額とする。

付 則

この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 21 号

彦根市城山観覧料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)2 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市城山観覧料徴収条例の一部を改正する条例

彦根市城山観覧料徴収条例(昭和 38 年彦根市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「映画」の次に「、テレビジョンその他これらに類するもの」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1(第 5 条関係)

城内観覧料

区分		観覧料	セット券を利用した場合の観覧料	玄宮園のみの観覧料
個人	一般	1,000 円	900 円	400 円
	小中学生	300 円	250 円	150 円
団体	一般	800 円	720 円	320 円
	小中学生	240 円	200 円	120 円

備考

- 1 「セット券」とは、城内と彦根城博物館とを併せて観覧する場合の観覧券をいう。
- 2 「団体」とは、30 人以上の団体をいう。
- 3 観覧料は、1 人 1 回当たりの額とする。

別表第 2 中「映画」を「映画、テレビジョンその他これらに類するもの」に改める。

別表第 3 中 「

半日	3,000 円
1 日	5,000 円

」 を 「

30 分未満	3,000 円
半日	10,000 円
1 日	20,000 円

」 に改める。

」

付 則

この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)2 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年彦根市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 23 条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送または有線放送に該当するものを除く。))により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第 53 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。))」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 53 条第 2 項第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

彦根市営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)2 月 26 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根市営住宅の設置および管理に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 30 号)の一部を次のよう
に改正する。

別表第 1 彦根市西沼波町の項および彦根市甲田町の項を削る。

別表第 2 第 8 号イ中「第 10 条第 1 項」の次に「または第 10 条の 2(配偶者暴力防止等法第 28
条の 2 においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、公布の日か
ら施行する。

議案第 24 号

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)2 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例

彦根市国民健康保険条例(平成 8 年彦根市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者(法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る」を削り、同条第 1 号ア中「(一般被保険者に係るものに限る。)」を削り、同号イ中「第 22 条」を「第 7 条」に改め、「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額ならびに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費および高額介護合算療養費の支給に要する費用の額ならびに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」および「および退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第 2 号イ中「第 22 条」を「第 7 条」に改め、同号ウ中「(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)」を削り、同号エ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」および「ならびに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)」を削る。

第 13 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別

平等割額)」を削る。

第 14 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 15 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項各号列記以外の部分および同項第 1 号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第 2 号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第 3 号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第 16 条から第 19 条までを次のように改める。

第 16 条から第 19 条まで 削除

第 20 条中「または第 16 条」および「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 13 条の基礎賦課額と第 16 条の基礎賦課額との合算額をいう。第 38 条第 1 項において同じ。)」を削る。

第 21 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 号中「であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第 2 号ア中「第 22 条」を「第 7 条」に改め、同号イ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」を削る。

第 22 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第 23 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 24 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第 1 号および第 2 号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第 3 号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第 25 条から第 28 条までを次のように改める。

第 25 条から第 28 条まで 削除

第 29 条中「または第 25 条」および「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 22 条の後期高齢者支援金等賦課額と第 25 条の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 38 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項において同じ。)」を削り、「220,000 円」を「240,000 円」に改める。

第30条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第37条第1項中「または1世帯に属する被保険者が」を「もしくは1世帯に属する被保険者が」に、「、第16条、」を「もしくは」に改め、「もしくは第25条」を削り、「被保険者が減少した」を「被保険者数が減少した」に、「または第31条」を「もしくは第31条」に、「第38条第1項各号に定める額もしくは同条第3項もしくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「第38条第1項各号(同条第3項または第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第38条の2第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第38条の2第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第38条の3第1項各号(同条第3項または第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額もしくは同条第5項各号(同条第7項または第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)」に、「または特例対象被保険者等となった日」を「もしくは特例対象被保険者等となった日」に改め、同条第2項中「、第16条、」を「もしくは」に改め、「もしくは第25条」を削り、「または第31条」を「もしくは第31条」に、「もしくは同条第3項もしくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第38条の2第1項に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第38条の2第4項第1号に定める額、第38条の3第1項各号に定める額もしくは同条第5項各号」に改める。

第38条第1項中「または第16条」を削り、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第3項中「または第16条」および「または第25条」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第4項中「または第16条」を削る。

第38条の2第1項中「または第18条」を削り、同条第3項中「または第18条」および「または第27条」を削り、同条第4項第1号中「または第18条」を削り、同条第6項中「または第18条」および「または第27条」を削る。

第38条の3第1項中「または第16条」を削り、同条第3項中「または第16条」および「または第25条」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第4項および第5項中「または第16条」を削り、同条第7項中「または第16条」および「または第25条」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第8項中「または第16条」を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第37条第1項の改正規定(「、第16条、」を「もしくは」に改める部分および「もしくは第25条」を削る部分を除く。)および同条第2項の改正規定(「、第16条、」を「もしくは」に改める部分および「もしくは第25条」を削る部分を除く。)は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定(前項ただし書に掲げる規定を除く。)による改正後の第12条から第30条までおよび第37条から第38条の3までの規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 25 号

彦根市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)2 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市介護保険条例の一部を改正する条例

彦根市介護保険条例(平成 12 年彦根市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

(保健福祉事業)

第 8 条 市は、法第 115 条の 49 に規定する要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービスおよび指定居宅介護支援の事業ならびに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業その他の必要な事業を行うことができる。

第 9 条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

第 10 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項第 1 号中「第 39 条第 1 項第 1 号」を「第 38 条第 1 項第 1 号」に、「32,400 円」を「33,306 円」に改め、同項第 2 号中「第 39 条第 1 項第 2 号」を「第 38 条第 1 項第 2 号」に、「50,400 円」を「50,142 円」に改め、同項第 3 号中「第 39 条第 1 項第 3 号」を「第 38 条第 1 項第 3 号」に、「54,000 円」を「50,508 円」に改め、同項第 4 号中「第 39 条第 1 項第 4 号」を「第 38 条第 1 項第 4 号」に、「64,800 円」を「65,880 円」に改め、同項第 5 号中「第 39 条第 1 項第 5 号」を「第 38 条第 1 項第 5 号」に、「72,000 円」を「73,200 円」に改め、同項第 6 号から第 12 号までを次のように改める。

- (6) 令第 38 条第 1 項第 6 号に掲げる者 87,840 円
- (7) 令第 38 条第 1 項第 7 号に掲げる者 95,160 円
- (8) 令第 38 条第 1 項第 8 号に掲げる者 109,800 円

- (9) 令第 38 条第 1 項第 9 号に掲げる者 113,460 円
- (10) 令第 38 条第 1 項第 10 号に掲げる者 124,440 円
- (11) 令第 38 条第 1 項第 11 号に掲げる者 139,080 円
- (12) 令第 38 条第 1 項第 12 号に掲げる者 153,720 円

第 10 条第 1 項第 13 号中「165,600 円」を「168,360 円」に改め、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における次の各号に掲げる規定の基準所得金額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 令第 38 条第 1 項第 6 号 1,200,000 円
- (2) 令第 38 条第 1 項第 7 号 2,100,000 円
- (3) 令第 38 条第 1 項第 8 号 3,200,000 円
- (4) 令第 38 条第 1 項第 9 号 4,000,000 円
- (5) 令第 38 条第 1 項第 10 号 6,000,000 円
- (6) 令第 38 条第 1 項第 11 号 8,000,000 円
- (7) 令第 38 条第 1 項第 12 号 10,000,000 円

第 12 条第 3 項中「第 39 条第 1 項第 1 号イ」を「第 38 条第 1 項第 1 号イ」に、「または第 9 号ロ」を「、第 9 号ロ、第 10 号ロ、第 11 号ロまたは第 12 号ロ」に、「第 9 号まで」を「第 12 号まで」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 10 条および第 12 条の規定は、令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 5 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 26 号

彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)2 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年彦根市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 5 項中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とし、同条第 6 項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「同一施設内」を「同一敷地内」に改める。

第 8 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 10 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 204 条第 1 項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第 25 条中第 9 号を第 11 号とし、第 8 号を第 10 号とし、第 7 号の次に次の 2 号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第35条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1項を加える。

(5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第48条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書および第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第49条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第52条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2項を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1項を加える。

(3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第 60 条の 4 ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 60 条の 9 中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 60 条の 19 第 2 項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 6 号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 第 60 条の 9 第 6 号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第 60 条の 20 の 3 中「第 60 条の 19 第 2 項第 2 号から第 4 号までの規定中「次条」とあるのは「第 60 条の 20 の 3」と、同条第 5 号中」を「第 60 条の 19 第 2 項第 2 号、第 4 号および第 5 号の規定中「次条」とあるのは「第 60 条の 20 の 3」と、同条第 3 号中「第 60 条の 9 第 6 号」とあるのは「第 60 条の 20 の 3 において準用する第 60 条の 9 第 6 号」と、同条第 6 号中」に、「同条第 6 号中」を「同条第 7 号中」に改める。

第 60 条の 24 第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 60 条の 30 中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 60 条の 37 第 2 項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 7 号を同項第 8 号とし、同項第 6 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 第 60 条の 30 第 4 号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第 63 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 66 条第 2 項中「介護保険施設をいう。以下同じ。)もしくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する」を加える。

第 67 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 71 条中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 80 条第 2 項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 6 号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 71 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第 83 条第 6 項の表中「、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を削る。

第 84 条第 1 項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者または指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)もしくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。)」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第 3 項中「第 193 条第 2 項」を「第 193 条第 3 項」に改める。

第 93 条第 5 号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 107 条の次に次の 1 条を加える。

(利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第 107 条の 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

第 108 条第 2 項第 3 号から第 7 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 112 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」および「もしくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所もしくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第 122 条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第 126 条中第 3 項を第 8 項とし、第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診

療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第128条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第129条中「および第105条」を「、第105条および第107条の2」に改める。

第131条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、および当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全およびケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減および勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」

という。)の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保および職員の負担軽減が行われていると認められること。

第 132 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 148 条中第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第 149 条第 2 項第 2 号から第 7 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 150 条中「および第 100 条」を「、第 100 条および第 107 条の 2」に改める。

第 152 条第 8 項第 3 号中「もしくは」を「または」に改め、「または介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)」を削る。

第 153 条第 1 項第 6 号中「医療法」の次に「(昭和 23 年法律第 205 号)」を加える。

第 166 条の 2 中「医師」の次に「および協力医療機関の協力を得て、当該医師および当該協力医療機関」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師および協力医療機関の協力を得て、1 年に 1 回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第 167 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 168 条第 5 号および第 6 号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第 7 号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第 173 条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第 1 項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第 3 号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、複数の医療機関を協力医療機関として定めることができる。

第 173 条第 1 項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師または協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第 173 条中第 2 項を第 6 項とし、第 1 項の次に次の 4 項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発

生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第 177 条第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 178 条中「および第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項まで」を「、第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項までおよび第 107 条の 2」に改める。

第 188 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第 190 条中「第 4 項まで」の次に「、第 107 条の 2」を加える。

第 192 条第 7 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

第 193 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」および「もしくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 7 項各号に掲げる施設等」を削る。

第 198 条第 1 号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、またはサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話および機能訓練ならびに療養上の世話または必要な診療の補助を」に改め、同条中第 11 号を第 12 号とし、第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 202 条第 2 項第 3 号および第 6 号から第 9 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 203 条中「および第 107 条」を「、第 107 条および第 107 条の 2」に改める。

第 204 条第 1 項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(彦根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 2 条 彦根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 25 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 10 条第 2 項中「指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 45 条第 6 項において同じ。)」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第 11 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 12 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 92 条第 1 項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第 33 条第 1 項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 41 条第 2 項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 6 号を同項第 7

号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 第 43 条第 11 号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第 43 条第 14 号中「第 12 号」を「第 14 号」に改め、同号を同条第 16 号とし、同条中第 10 号から第 13 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 2 号を加える。

- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 45 条第 6 項の表中「、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を削る。

第 46 条第 1 項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第 7 条第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。))が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準等条例第 48 条第 1 項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。)、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第 5 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)または指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第 60 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)もしくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。)」を「他の事業所、

施設等の職務」に改める。

第 54 条第 1 項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 64 条の次に次の 1 条を加える。

(利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第 64 条の 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

第 65 条第 2 項第 3 号から第 7 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 73 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」および「もしくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第 80 条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第 84 条中第 3 項を第 8 項とし、第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合に

において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症または同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第86条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第87条中「および第62条」を「、第62条および第64条の2」に改める。

第92条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(彦根市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 彦根市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年彦根市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者またはその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章および次章において同じ。)」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「(平成11年厚生省令第36号)」を削り、同条第4号中「規定」の次に「(第33条第29号の規定を除く。)」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(同条第2号の2および第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第16号ア中「およびサービスの評価期間が終了する月ならびに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも

も連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月および利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第36条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(彦根市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 彦根市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例(平成30年彦根市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、または法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)」が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会

(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運営および管理を行う指定居宅介護支援事業者および指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49またはその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者またはその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項の」を「第5項の」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合および前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者または指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第14号中「主治の医師もしくは歯科医師または薬剤師」を「主治の医師等または薬剤師」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第29号中「に基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の

心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第34条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例第10条第2項第2号および第204条第1項の改正規定、第2条中彦根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第12条第2項第2号および第92条第1項の改正規定、第3条中彦根市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第7条第4項第2号および第36条第1項の改正規定ならびに第4条中彦根市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例第7条第4項第2号および第34条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の彦根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例(以下「新地域密着型サービス基準等条例」という。)第35条第3項(新地域密着型サービス基準等条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条および第203条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の彦根市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準等条例」という。)第33条第3項(新地域密着型介護予防サービス基準等条例第66条および第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の彦根市指定介護予防支援等の

事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防支援等基準等条例」という。)第24条第3項(新指定介護予防支援等基準等条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の彦根市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等基準等条例」という。)第25条第3項(新指定居宅介護支援等基準等条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準等条例第93条第7号および第198条第7号ならびに新地域密着型介護予防サービス基準等条例第54条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準等条例第107条の2(新地域密着型サービス基準等条例第129条、第150条、第178条、第190条および第203条において準用する場合を含む。)ならびに新地域密着型介護予防サービス基準等条例第64条の2(新地域密着型介護予防サービス基準等条例第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準等条例第173条第1項(新地域密着型サービス基準等条例第190条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議案第 27 号

彦根市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)2 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市病院事業の設置等に関する条例(昭和 42 年彦根市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(彦根市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 彦根市水道事業の設置等に関する条例(昭和 42 年彦根市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(彦根市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 彦根市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年彦根市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(彦根市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正)

第 4 条 彦根市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和 3 年彦根市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 138 条の 2」を「第 138 条の 2 の 2」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 28 号

彦根市漁港等管理条例および彦根市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)2 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市漁港等管理条例および彦根市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

- (1) 彦根市漁港等管理条例(平成 6 年彦根市条例第 1 号)第 1 条
- (2) 彦根市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成 16 年彦根市条例第 2 号)第 3 条第 19 号

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 29 号

彦根市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)2 月 26 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市水道事業給水条例の一部を改正する条例

彦根市水道事業給水条例(平成 10 年彦根市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項、第 35 条第 2 項ただし書および第 39 条第 1 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 30 号

彦根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)2 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

彦根市消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年彦根市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8,900 円」を「、9,100 円」に改める。

別表中「12,440 円」を「12,500 円」に、「13,320 円」を「13,350 円」に、「10,670 円」を「10,800 円」に、「11,550 円」を「11,650 円」に、「8,900 円」を「9,100 円」に、「9,790 円」を「9,950 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 5 条第 2 項 2 号および別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた第 5 条第 1 項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)ならびに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金および同条第 6 号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)および同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 31 号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)2 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年彦根市条例第 2 号)は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 32 号

彦根市水泳場の設置および管理に関する条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)2 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市水泳場の設置および管理に関する条例を廃止する条例

彦根市水泳場の設置および管理に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 47 号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(彦根市観光駐車場条例の一部改正)

- 2 彦根市観光駐車場条例(昭和 45 年彦根市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「松原水泳場駐車場」を「松原駐車場」に、「水泳場の開設期間中に」を「市長が必要に応じて」に改め、同項ただし書を削る。

別表第 1 および別表第 2 中「松原水泳場駐車場」を「松原駐車場」に改める。

別表第 3 中「松原水泳場駐車場」を「松原駐車場」に、「期間」を「規定により供用する場合」に改める。

議案第 33 号

彦根市立児童遊園設置条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)2 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市立児童遊園設置条例を廃止する条例

彦根市立児童遊園設置条例(昭和 35 年彦根市条例第 15 号)は、廃止する。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 34 号

市道路線の廃止および認定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年(2024 年)2 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

市道路線の廃止および認定につき議決を求めることについて

下記のとおり市道路線の廃止および認定をすることにつき、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項および第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 廃止

番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
184	地蔵町南町 1 号線	彦根市地蔵町字南町 493 番	彦根市地蔵町字南町 503 番 3	
249	古沢町姫袋沢町線	彦根市古沢町字姫袋 361 番	彦根市古沢町字沢町 255 番 1	
325	馬場南 2 号線	彦根市馬場一丁目 307 番 2	彦根市馬場一丁目 252 番	
819	大藪団地 43 号線	彦根市大藪町字大柳 225 番 135	彦根市大藪町字大柳 235 番 3	
985	竹ヶ鼻団地 2 号線	彦根市竹ヶ鼻町字大西 出 500 番 9	彦根市竹ヶ鼻町字達中 416 番 2	
1203	八坂町三海 3 号線	彦根市八坂町字三海 3109 番 1	彦根市八坂町字三海 1675 番	
3137	高宮町中倉ノ町線	彦根市高宮町字中倉ノ 町 684 番	彦根市高宮町字中倉ノ 町 685 番 8	

3478	野瀬町中久保・下川原線	彦根市野瀬町字中久保 251 番 10	彦根市野瀬町字下川原 332 番 1	
------	-------------	------------------------	-----------------------	--

2 認定

番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
184	地蔵町南町 1 号線	彦根市地蔵町字南町 493 番	彦根市地蔵町字南町 503 番 3	
325	馬場南 2 号線	彦根市馬場一丁目 307 番 2	彦根市馬場一丁目字広 小路 232 番 1	
819	大藪団地 43 号線	彦根市大藪町字大野 308 番 26	彦根市大藪町字大柳 235 番 3	
985	竹ヶ鼻団地 2 号線	彦根市竹ヶ鼻町字大西 出 500 番 9	彦根市竹ヶ鼻町字岸ノ 前 345 番 5	
1675	彦富団地 14 号線	彦根市彦富町字下舟床 618 番 14	彦根市彦富町字井戸 620 番 19	
2168	芹町 10 号線	彦根市芹町字下里 657 番 1	彦根市芹町字下里 656 番 1	
2169	地蔵町横田線	彦根市地蔵町字横田 250 番 13	彦根市地蔵町字横田 250 番 7	
2170	彦根インター線	彦根市鳥居本町字城ヶ 鼻 2927 番	彦根市原町字一ツ松 348 番 2	
3137	高宮町中倉ノ町線	彦根市高宮町字中倉ノ 町 684 番 1	彦根市高宮町字中倉ノ 町 685 番 8	
3478	野瀬町中久保・下川原線	彦根市野瀬町字中久保 251 番 10	彦根市野瀬町字下川原 332 番 3	
3511	大藪団地 74 号線	彦根市大藪町字寄洲 1811 番	彦根市大藪町字大野 308 番 28	
3512	大藪団地 75 号線	彦根市大藪町字寄洲 1810 番 47	彦根市大藪町字大野 308 番 28	
3513	平田町二ノ坪 2 号線	彦根市平田町字二ノ坪 65 番 15	彦根市平田町字二ノ坪 65 番 11	
3514	西今町南兵庫線	彦根市西今町字南兵庫 141 番 1	彦根市西今町字南兵庫 145 番 1	
3515	大堀町石塚 2 号線	彦根市大堀町字石塚 463 番 15	彦根市大堀町字石塚 463 番 20	
3516	開出今町北七溝田 1 号線	彦根市開出今町字南七 溝田 1427 番	彦根市開出今町字北七 溝田 1413 番 1	

3517	開出今町北七溝田 2 号線	彦根市開出今町字北七溝田 1414 番 25	彦根市開出今町字北七溝田 1414 番 8	
3518	高宮町中倉ノ町・上倉ノ町線	彦根市高宮町字中倉ノ町 664 番	彦根市高宮町字上倉ノ町 644 番 1	
3519	高宮町砂原・上井戸線	彦根市高宮町字砂原 118 番 2	彦根市高宮町字上井戸 281 番 1	
4215	川瀬馬場町ゴジマへ線	彦根市野口町字北 149 番	彦根市川瀬馬場町字ゴジマへ 483 番 8	
4216	南川瀬町尻廣 1 号線	彦根市南川瀬町字尻廣 1480 番 35	彦根市南川瀬町字尻廣 1480 番 9	
4217	南川瀬町尻廣 2 号線	彦根市南川瀬町字尻廣 1480 番 22	彦根市南川瀬町字上禿田 1562 番 19	
4218	南川瀬町尻廣 3 号線	彦根市南川瀬町字上禿田 1562 番 12	彦根市南川瀬町字上禿田 1561 番 7	

報告第 1 号

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 6 年(2024 年)2 月 26 日

彦根市長 和田裕行

専決第 1 号

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 6 年(2024 年)1 月 18 日

彦根市長 和田 裕 行

1 相手方の住所および氏名

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 請求の趣旨

学校給食費についての徴収金(以下「給食費徴収金」という。)63,700 円および支払督促の申立てに係る手続費用(以下「手続費用」という。)2,588 円の計 66,288 円の支払を請求するもの

3 請求の原因

(1) 彦根市は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 4 条に基づき、彦根市が設置した小学校および中学校において学校給食を実施している。

(2) 彦根市は、学校給食法第 11 条第 2 項の規定を受け、次の内容で彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱(平成 27 年彦根市告示第 97 号)を定めている。

ア 第 2 条 給食費徴収金は、市立の小学校および中学校に在学する児童または生徒の保護者から徴収する。

イ 第 3 条第 1 項 給食費徴収金の額は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校 年額 45,100 円

(2) 中学校 年額 47,300 円

ウ 第 5 条 給食費徴収金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(3) 相手方の子は、彦根市立中学校に通学しており、彦根市は、当該中学校において、学校給食を実施した。

4 和解の理由

相手方が滞納している給食費徴収金の支払義務を承認し、当該給食費徴収金および手続費用を分割して確実に支払う意思を示したため

5 和解の内容

- (1) 相手方は、彦根市に対し、給食費徴収金 63,700 円および手続費用 2,588 円の計 66,288 円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、彦根市に対し、前号の金員を、次のとおり分割して、アの分割金については彦根市学校給食センターに持参して、イおよびウの分割金については彦根市学校給食センターに持参し、または彦根市から交付を受けた納付書を使用して彦根市の指定する口座に振り込んで支払う。
 - ア 令和 6 年 1 月末日限り 2,588 円
 - イ 令和 6 年 1 月から令和 7 年 1 月まで毎月末日限り 4,730 円ずつ(計 13 回)
 - ウ 令和 7 年 2 月末日限り 2,210 円
- (3) 相手方が前号の分割金の支払を 2 回以上怠り、その額が 9,460 円に達したときは、当然に同号の期限の利益を失い、相手方は、彦根市に対し、第 1 号の金員から既払額を控除した残額およびこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで、年 3 パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- (4) 彦根市は、その余の請求を放棄する。
- (5) 彦根市および相手方は、彦根市と相手方との間には、本件に関し、この項に定める内容のほかは何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、第 1 号の手続費用 2,588 円を除き、各自の負担とする。

報告第 2 号

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 6 年(2024 年)2 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

専決第 2 号

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 6 年(2024 年)1 月 18 日

彦根市長 和田 裕 行

1 相手方の住所および氏名

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 請求の趣旨

学校給食費についての徴収金(以下「給食費徴収金」という。)21,810 円および支払督促の申立てに係る手続費用(以下「手続費用」という。)2,588 円の計 24,398 円の支払を請求するもの

3 請求の原因

(1) 彦根市は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 4 条に基づき、彦根市が設置した小学校および中学校において学校給食を実施している。

(2) 彦根市は、学校給食法第 11 条第 2 項の規定を受け、次の内容で彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱(平成 27 年彦根市告示第 97 号)を定めている。

ア 第 2 条 給食費徴収金は、市立の小学校および中学校に在学する児童または生徒の保護者から徴収する。

イ 第 3 条第 1 項 給食費徴収金の額は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校 年額 45,100 円

(2) 中学校 年額 47,300 円

ウ 第 5 条 給食費徴収金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(3) 相手方の子は、彦根市立中学校に通学しており、彦根市は、当該中学校において、学校給食を実施した。

4 和解の理由

相手方が滞納している給食費徴収金の支払義務を承認し、当該給食費徴収金および手続費用を一括して確実に支払う意思を示したため

5 和解の内容

- (1) 相手方は、彦根市に対し、給食費徴収金 21,810 円および手続費用 2,588 円の計 24,398 円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、彦根市に対し、前号の金員を、令和 6 年 1 月 24 日限り、彦根市学校給食センターに持参し、または送金して支払う。
- (3) 相手方が前号の支払を怠ったときは、相手方は、彦根市に対し、第 1 号の金員から既払額を控除した残額およびこれに対する令和 6 年 1 月 25 日から支払済みまで、年 3 パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- (4) 彦根市は、その余の請求を放棄する。
- (5) 彦根市および相手方は、彦根市と相手方との間には、本件に関し、この項に定める内容のほかは何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、第 1 号の手続費用 2,588 円を除き、各自の負担とする。

報告第 3 号

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 6 年(2024 年)2 月 26 日

彦根市長 和田裕行

専決第 3 号

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて

訴えの提起とみなされた支払督促の申立てに係る請求につき和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 6 年(2024 年)1 月 18 日

彦根市長 和田 裕 行

1 相手方の住所および氏名

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○○○○○○○○

2 請求の趣旨

学校給食費についての徴収金(以下「給食費徴収金」という。)74,800 円および支払督促の申立てに係る手続費用(以下「手続費用」という。)2,588 円の計 77,388 円の支払を請求するもの

3 請求の原因

(1) 彦根市は、学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 4 条に基づき、彦根市が設置した小学校および中学校において学校給食を実施している。

(2) 彦根市は、学校給食法第 11 条第 2 項の規定を受け、次の内容で彦根市立学校給食費徴収金取扱要綱(平成 27 年彦根市告示第 97 号)を定めている。

ア 第 2 条 給食費徴収金は、市立の小学校および中学校に在学する児童または生徒の保護者から徴収する。

イ 第 3 条第 1 項 給食費徴収金の額は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校 年額 45,100 円

(2) 中学校 年額 47,300 円

ウ 第 5 条 給食費徴収金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(3) 相手方の子は、彦根市立小学校に通学しており、彦根市は、当該小学校において、学校給食を実施した。

4 和解の理由

相手方が滞納している給食費徴収金の支払義務を承認し、当該給食費徴収金および手続費用を分割して確実に支払う意思を示したため

5 和解の内容

- (1) 相手方は、彦根市に対し、給食費徴収金 74,800 円および手続費用 2,588 円の計 77,388 円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、彦根市に対し、前号の金員を、次のとおり分割して、アの分割金については彦根市学校給食センターに持参して、イおよびウの分割金については彦根市学校給食センターに持参し、または彦根市から交付を受けた納付書を使用して彦根市の指定する口座に振り込んで支払う。
 - ア 令和 6 年 2 月末日限り 2,588 円
 - イ 令和 6 年 3 月から同年 7 月まで毎月末日限り 13,530 円ずつ(計 5 回)
 - ウ 令和 6 年 8 月末日限り 7,150 円
- (3) 相手方が前号の分割金の支払を 2 回以上怠り、その額が 27,060 円に達したときは、当然に同号の期限の利益を失い、相手方は、彦根市に対し、第 1 号の金員から既払額を控除した残額およびこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで、年 3 パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- (4) 彦根市は、その余の請求を放棄する。
- (5) 彦根市および相手方は、彦根市と相手方との間には、本件に関し、この項に定める内容のほかは何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、第 1 号の手続費用 2,588 円を除き、各自の負担とする。